

第2回～扶養控除等申告書が必要な理由～

みなさん、こんにちは。年が明け年末調整業務も一段落したことと思います。そこで今回は、給与計算には欠かす事の出来ない資料の一つである『扶養控除等申告書』についてのお話です。年末調整などの時に従業員さんに記入してもらおう書類の中に『扶養控除等申告書』というものがあります。『マル扶』と呼ばれることもあります。

実際の書類は右図のようになっています。

この用紙には従業員さん本人の住所・氏名・生年月日などのほか、従業員さんが扶養している配偶者や子ども、親などの家族の住所・氏名・生年月日も記入することになります。

そして、この用紙に記入された情報に基づいて、従業員さんに支払う給与から天引きする所得税の金額を決めることとなります。

**平成24年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
この申告書は、所得税徴収率や天引き額に与える影響のない人も提出する必要がある場合があります。  
この申告書は、2月15日(土)までに提出しなくてはなりません。そのうちの1か月遅れで提出することができません。

扶 養

所属機関名称 従業員社 市町村社	給与の支払者の名称(氏名)	フリガナ あふかの氏名 あふかの氏名 又は 世帯	勤務先(法人) あなたとの関係 扶養控除等 申告書 提出 時期 (1) (2) (3) (4)	扶養を受ける 配偶者 の氏名 (氏名・住所) (1) (2) (3) (4)
------------------------	---------------	-----------------------------------	---	--

あなたに扶養対象関係や扶養控除がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、寡又又は勤労学生のいずれにも該当しない場合は、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分	氏名	あなたとの関係	生年月日	扶養控除等 申告書提出 時期 (1) (2) (3) (4)	所得又は 世帯	平成24年度の 所得の総額	扶養月日及び専任 職に就いていない 場合の総額
A 配偶者 (扶養期間) 1 2 3 4	氏名	あなたとの関係	生年月日	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額	
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
B 親 (扶養期間) 1 2 3 4	氏名	あなたとの関係	生年月日	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額	
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
C 兄弟姉妹 (扶養期間) 1 2 3 4	氏名	あなたとの関係	生年月日	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額	
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				
	所得又は世帯	平成24年度の所得の総額	扶養月日及び専任職に就いていない場合の総額				

① この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
② この申告書は、所得税徴収率や天引き額に与える影響のない人も提出する必要がある場合があります。  
③ この申告書は、2月15日(土)までに提出しなくてはなりません。そのうちの1か月遅れで提出することができません。

④ 扶養期間とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。  
⑤ 所得又は世帯とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。  
⑥ 所得又は世帯とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。  
⑦ 所得又は世帯とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。  
⑧ 所得又は世帯とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。  
⑨ 所得又は世帯とは、この申告書を出した給与の支払日から受ける給与をい、(控除の期)とは、それ以外の給与の支払日から受ける給与をいいます。

それでは、従業員さんにこの用紙を記入してもらわなかったらどうなるのでしょうか？

- ①毎月の給与から天引きする所得税の金額が多くなる
- ②その従業員さんにつき、年末調整処理が出来なくなり、所得税を多く徴収していても還付(返金)できなくなる
- ③多く徴収されている所得税は従業員さん自身が確定申告しないと還付(返金)されないといったところです。

例えば、「月給30万円で扶養している家族が2人」と仮定すると、この書類に必要な事項を記入してもらわなかったら、記入してもらった時よりも46,780円天引きする所得税が多くなります。その分、従業員さんの給与の手取りは減ることになります。そして、多く天引きされている所得税については、従業員さん自身が確定申告をしないと還付(返金)を受けることができなくなるのです。

税務調査では、この『扶養控除等申告書』の確認が行なわれることが多いです。確認内容としては、会社・事業所にこの書類が提出されているか否か、この書類に記入された内容に基づいて所得税を天引きしているかなどです。もしも、この書類が従業員さんから提出されていないのに、天引きされている所得税が少なかったら、少ない分は会社・事業所がいったん国に納める必要があります。そのあとで、会社・事業所がその従業員さんから少なかった分を徴収することになるのです。この書類が提出されているか否かで所得税を正しく天引きすることは会社・事業所の義務とされていますので、注意が必要です。

疑問点等がございましたら、弊社担当者までご相談くださいませ。



(文責 多田俊生)